

<p>○ 県税の申告等の期限の延長 【告示】</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>税務課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	

◎岡山県告示第百三十二号

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号。以下「県税条例」という。）第二十三条第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十五条の二に規定する個人の県民税の申告に関する期限のうち次に掲げる地域に令和二年一月一日現在において住所を有する納税義務者に係るもの、県税条例第五十五条に規定する個人の事業税の申告に関する期限のうち次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者に係るもの（同条第一項に規定する年の中途において事業を廃止した場合における期限を除く。）及び県税条例附則第十六条第二項に規定する不動産取得税の徴収の猶予に係る申請に関する期限（同項に規定する納税通知書に記載された納期限を除く。）又は同条第三項において準用する租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第七十条の四第二十七項の規定による届出に関する期限のうち次に掲げる地域に所在する不動産を取得した納税義務者に係るものについては、その期限を同年四月十六日まで延長する。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定地域 岡山県全域